

金融審議会
市場制度ワーキング・グループ
第二次報告

—コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて—

2021 年 6 月 18 日

目次

はじめに	1
I. 成長資金の供給のあり方	2
1. 検討の背景と目的	2
2. 成長資金供給に係る制度のあり方	3
(1) 特定投資家制度	3
① 現行制度の概要	3
② 現行制度の課題	3
③ 制度整備のあり方	4
(2) 非上場株式のセカンダリー取引の環境整備	7
① セカンダリー取引における特定投資家向け投資勧誘規則の整備	8
② 株主コミュニティ制度の見直し	8
(3) 株式投資型クラウドファンディング	8
① 現行制度の概要	8
② 利用状況等	9
③ 制度整備のあり方	9
(4) 少人数私募の人数通算期間の見直し	10
(5) 東証ベンチャーファンド市場	11
3. ベンチャー・キャピタル(VC)・プライベート・エクイティ(PE)ファンドによる投資のあり方	11
(1) ベンチャー・キャピタル(VC)投資	11
(2) プライベート・エクイティ(PE)投資	12
II. 国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制	14
1. 現行制度及び検討の視点	14
(1) 制度の導入及び経緯	14
(2) 現行制度の課題及び検討の視点	14
2. 現行制度の見直しの議論	15
(1) 欧米金融機関の実務	16
(2) 国内の金融機関の実務	17
(3) 事業法人に対するヒアリング等	21
3. 制度見直しのあり方	22
(1) 基本的な考え方	22
(2) 情報授受に関する規制等のあり方	23
① 情報共有に関する新たな規律と対象とする法人の範囲	23
② オプトインの簡素化	24

③その他関連する規制	24
(3) 弊害防止の実効性の確保に向けた方策	25
①顧客情報管理	26
②利益相反管理	26
③優越的地位の濫用防止	27
④その他	27
(4) 残された課題等	27
おわりに	29

「市場制度ワーキング・グループ」メンバー名簿

2021 年6月 18 日現在

座 長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委 員	有吉 尚哉	弁護士(西村あさひ法律事務所)
	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント(株)チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 統括部長
	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	武田 洋子	三菱総合研究所シシタノク部門副部門長兼政策・経済センター長
	野村亜紀子	野村資本市場研究所研究部長
	原田喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	松尾 健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松岡 直美	ソニーグループ(株)執行役員 (日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 資本市場部会長)
	松本 勝	VISITS Technologies(株)代表取締役 (日本経済団体連合会 スタートアップ 委員会 スタートアップ 政策スクワーズ座長代理)
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授

オブザーバー	全国銀行協会	国際銀行協会	日本証券業協会
	日本プライベート・エクイティ協会	日本ベンチャーキャピタル協会	
	日本取引所グループ	財務省	経済産業省 日本銀行

(敬称略・五十音順)

はじめに

コロナ後の新たな経済社会を見据え、我が国の銀行部門や資本市場が、金融仲介システム全体として、コロナ後の実体経済の回復を支えつつ、産業構造の変革を力強く後押ししていくことが欠かせない。

こうした中、2020 年9月 11 日、金融担当大臣から金融審議会に対して「コロナ後の新たな経済社会を見据え、我が国資本市場の一層の機能発揮を通じた経済の回復と持続的な成長に向けて、投資家保護に配慮しつつ、成長資金の供給、海外金融機関等の受入に係る制度整備、金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等について検討を行うこと」との諮問が行われた。

この諮問を受け、金融審議会は、「市場制度ワーキング・グループ」を設置し、2020 年 10 月から 11 回にわたり、諮問事項に関する審議を行ってきた。また、2020 年 12 月 23 日には、「第一次報告」¹を公表した。

本報告書は、「第一次報告」において残された課題であるとした、成長資金の供給のあり方及び国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制について、当ワーキング・グループにおける検討の結果を取りまとめたものである。

¹ 2020 年 12 月 23 日市場制度ワーキング・グループ『「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告－世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて－』<https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20201223.html>

我が国資本市場の「国際金融センター」としての機能発揮に向け、海外の投資運用業者等の受入に係る制度整備、及び外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）の緩和に関する検討結果を取りまとめた。また、成長資金の供給のあり方及び国内顧客に関する情報授受規制等については、残された課題として、引き続き検討を進めていくこととした。

I. 成長資金の供給のあり方

1. 検討の背景と目的

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、企業の資金繰り支援が行われてきたが、持続的な成長を実現する観点から、一部の企業においては資本調達によるバランスシートの改善が必要となっている。また、コロナ後の経済社会・産業構造の不連続な変化に対応していく観点から、スタートアップ企業等によるイノベーションや既存事業の再編・再構築等を支える資本性資金の必要性が一段と高まっている。

スタートアップ企業等の支援や既存事業の再編・再構築のための非上場企業に対する成長資金供給等については、機関投資家等からの資金を投資するベンチャー・キャピタル(VC)やプライベート・エクイティ(PE)等のプロのファンドが主要な役割を果たしている。また、株式投資型クラウドファンディング等の個人の一般投資家も利用可能な制度を通じた投資も行われているほか、リスク管理能力及びリスク許容度の高い法人・個人のプロ投資家向けの制度が存在しており、それぞれがその特性に応じて、十分な機能を発揮できるよう制度の見直し等を行うことで、資本性資金の流れの円滑化・多様化を進めていくことが必要である²。

² 非上場企業への成長資金供給に関する制度については、規制改革実施計画及び成長戦略フォローアップにおいても、スタートアップを促す環境整備等の観点から具体的な検討課題が指摘されている。

「規制改革実施計画」(2020年7月17日閣議決定)(抜粋)

3. 投資等分野

(8) スタートアップを促す環境整備

17 プロ私募の要件

特例業務対象投資家や特定投資家の定義等を参考にしつつ、自身で適切な資産管理とリスク管理ができる投資家をプロ投資家とする等、有価証券の私募に適用される開示規制の弾力化に関する検討を行い、私募取引へのアクセスを容易にするための必要な措置を講ずる。

18 株式型クラウドファンディングの金額上限の関連規制の見直し

非上場企業の資金調達の円滑化と手段の多様化のため、発行事業者側の利便性向上が必要であるとの認識の下、投資者保護の視点にも留意しつつ第一種少額電子募集取扱業者が取り扱えるクラウドファンディングの制度上限額等の金額要件(他の資金調達との合算要件を含む)について検討を行い、結論を得次第、必要に応じ措置を講ずる。

19 非上場株式等の流通市場の見直し

株主コミュニティ制度、私設取引システムを含めた非上場株式等の取引に関して、米国等の取引所外の市場を含めた各市場の状況も参考としつつ、課題を整理した上で、非上場株式の勧誘制限の見直しを含め、その在り方について、日本証券業協会等関係者とともに検討を行い、結論を得次第、必要に応じ、措置を講ずる。

「成長戦略フォローアップ」(2020年7月17日閣議決定)(抜粋)

3. デジタル市場への対応

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化

② フィンテック/金融分野

・プロ投資家対応として、顧客の取引履歴データ等の分析を進め、投資家としての能力と関連性のある項目を特定できれば、プロ投資家規制について、当該項目を踏まえた規制へと見直す。

4. オープン・イノベーションの推進

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ix) 投資家に魅力があり企業価値向上に繋がる金融資本市場の整備

・企業による資金調達の円滑化や証券取引の多様化・高度化を図る観点から、投資者保護の視点にも十分留意しつつ、クラウドファンディング制度や非上場の有価証券の取引の改善等について検討を行う。

こうした制度のあり方を検討するに当たっては、一般投資家について引き続き投資家保護を徹底しつつ、リスク管理能力及びリスク許容度の高い法人・個人のプロ投資家について、それぞれの状況に応じよりリスクテイクを行いやすい環境を整備していくことが適当である。

また、上述のとおり、成長資金供給において主要な役割を果たしている VC や PE ファンドについては、近年、日本でも急速に発展を見せつつあるが、その資金供給を更に円滑化するため、実務面の対応も含めた取組が進められることが求められる。

2. 成長資金供給に係る制度のあり方

(1) 特定投資家制度

① 現行制度の概要

成長資金の供給を促進する上で、リスク管理能力及びリスク許容度の高いプロ投資家の役割は重要である。金融商品取引法（以下、「金商法」という）上、特定投資家は、こうしたプロ投資家と位置付けられており³、金融商品取引業者等（以下、「金商業者等」という）に係る一定の行為規制⁴の適用が除外されるほか、特定投資家向けの取引枠組み⁵（③（iii）参照）が設けられている。

個人投資家については、知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に相当する者として一定の要件⁶を満たす場合、金商業者等に対して申出を行い、金商業者等がこれを承諾することで、当該金商業者等との間でのみ特定投資家に移行することができる。

② 現行制度の課題

現状、特定投資家に移行する投資家（特に個人投資家）は限定的であり⁷、また、特

³ 金商法上、投資家は、①一般投資家に移行できない特定投資家（適格機関投資家等）、②一般投資家に移行可能な特定投資家（上場会社、資本金5億円以上の株式会社等）、③特定投資家に移行可能な一般投資家（特定投資家以外の法人、一定の要件を満たす個人等）、④特定投資家に移行できない一般投資家に分類される。

⁴ 契約締結前・契約締結時の書面交付義務・適合性原則等、主に情報格差の是正を目的とする行為規制

⁵ 金商法上、特定投資家等のみが取引できるプロ向け市場（東京証券取引所の TOKYO PRO Market 等）等の枠組みが設けられている。

⁶ ①取引の状況等から合理的に判断して純資産が3億円以上になると見込まれること、②取引の状況等から合理的に判断して投資性金融資産が3億円以上になると見込まれること、③個人投資家の特定投資家への移行（プロ成り）の申出を行った金商業者等との間で申出を行った契約の種類に属する金融商品取引契約の取引経験が1年以上あること（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「金商業等府令」という）第62条）

⁷ 大手証券会社5社へのヒアリングによると、個人の特定投資家は延べ92名（2020年末時点）、特定投資家に移行している法人は延べ約1,000口座（2021年5月ヒアリング時点）。一方、特定投資家に移行可能な個人の要件の一つである投資性金融資産3億円以上を保有する個人は約2万人と推計される（「NRI 生活者1万人アンケート調査（金融編）」（2019年）・国税庁「直接税」（2018年）を基に野村総合研究所推計）。

定投資家向けの枠組みも十分に活用されておらず、特定投資家制度は十分に活用されているとは言えない状況にある。

その背景として、(i)特定投資家に移行可能な個人の要件が画一的かつ厳格である、(ii)特定投資家への移行手続きが煩雑である、(iii)特定投資家向けの枠組みが限定的である等の課題が指摘されている。

当ワーキング・グループでは、リスク管理能力及びリスク許容度の高い投資家に対して、そのニーズに即した投資機会が提供されることが成長資金の円滑な供給にもつながり得よう、特定投資家制度のあり方について検討を行った。

③制度整備のあり方

(i)個人の特定投資家の要件の弾力化

特定投資家に移行可能な個人の要件について、一定の金融リテラシーやリスク耐久力を有することが推定される要素として、現在、純資産額、投資性金融資産額及び取引経験が掲げられているが、これらの要素のみでは限定的すぎるとの指摘がある。そこで、現行要件の要素以外に同様の金融リテラシーを推定しうる要素を特定するために実証事業^{8,9}を実施した結果、新たに年収・職業経験・保有資格・取引頻度といった要素が特定された¹⁰。引き続き一定の金融リテラシー及びリスク耐久力を求めることは必須としつつ、特定投資家となりうる投資家の範囲を適切に拡大する観点から、特定投資家に移行可能な個人の要件として、上記の要素についても新たに勘案できるようにすることが適当と考えられる^{11,12}。なお、新たな要素の

⁸ 第31回未来投資会議（2019年10月3日）において、プロ投資家の要件の精緻化が課題として取り上げられたことを受け、実施。「成長戦略フォローアップ」（2020年7月17日閣議決定）において、「顧客の取引履歴データ等の分析を進め、投資家としての能力と関連性のある項目を特定できれば、プロ投資家規制について、当該項目を踏まえた規制へと見直す」とこととされている。

⁹ 実証事業の協力証券会社の顧客に対し、投資家属性・金融リテラシーを問うリテラシーテストを実施（事業委託先：株式会社野村総合研究所）。現行の個人の特定投資家の要件と同様に純資産及び投資性金融資産ともに3億円以上かつ取引経験1年以上である投資家の平均正答率を算出し、当該投資家と同等以上の金融リテラシー（平均正答率）があると推定される投資家属性について調査。

¹⁰ 実証事業の結果、純資産及び投資性金融資産ともに3億円以上かつ取引経験1年以上である投資家と同等以上の金融リテラシー（平均正答率）があると推定される投資家は、以下のいずれかの属性を満たす。

- ・年収1億円以上、又は投資性金融資産5億円以上、又は純資産5億円以上
- ・投資性金融資産又は純資産3億円以上、かつ、年平均取引頻度4回/月以上
- ・特定の職業経験（金融機関業務/会社経営のコンサルティング・アドバイス/経済・経営に関する教職・研究職）又は特定の保有資格（証券アナリスト/証券外務員（1種、2種）/1級・2級FP技能士・CFP/AFP/中小企業診断士）を有し、かつ、年収1,000万円以上
- ・特定の職業経験（同上）又は特定の保有資格（同上）を有し、かつ、投資性金融資産又は純資産1億円以上

¹¹ 職業経験に関する要件について、職業経験の定義を明確にすべきとの意見があった。また、保有資格に関する要件について、保有資格に加え、実務経験も必要とすべき、資格取得で求められる知識の内容等について丁寧に確認をしていく必要があるとの意見があった。

¹² 金融機関・金融サービスの利用者のニーズや投資家保護の観点を踏まえ、必要に応じ、他のプロ投資家の要件についても別途検討することが考えられる。

追加に当たっては、後述する特定投資家向けの枠組みの拡充((iii)参照)とのバランスを踏まえ、その具体的な内容を検討する必要がある¹³。

(ii) 特定投資家への移行手続等の弾力化

個人投資家の特定投資家への移行(プロ成り)手続に関しても、要件の合理的な確認等が可能な形でその手続を弾力化することで移行の円滑化を図ることが考えられる。

(a) 取引経験要件の柔軟化

個人投資家のプロ成りの要件の一つである「1年以上の取引経験」については、現行制度上、個人がプロ成りの申出を行った先である金商業者等における取引経験に限定されており、他社での取引経験を勘案することができない。そのため、他社で既にプロ成りしている投資家であっても、新たに取引を開始した金商業者等においては1年経過しなければプロ成りすることはできないこととなっている。取引経験については、特定の金商業者等における実績に限定することなく、投資家ベースで評価すべきと考えられることから、他社での取引経験も勘案できるようにすることが適当と考えられる。

(b) 財産要件の確認方法の多様化

個人投資家のプロ成りに係る財産要件(純資産3億円以上、投資性金融資産3億円以上)については、金商業者等が合理的に判断して基準を満たすと見込まれることが必要とされている。この資産の確認に当たり、実務上は自社での保有資産のみに基づく慎重な判断をしている大手証券会社もある。このような場合、自社での保有資産が少ない顧客についてはプロ成りの承諾を行いにくいとの指摘がある。金商業者等における要件確認の円滑化の観点から、財産要件の確認に当たり、他社での保有資産を含めて総合的に評価できることを明確化することが適当と考えられる¹⁴。また、要件確認に当たり、他社で既にプロ成りをしている事実を踏まえることも合理的な判断に資するものと考えられる。

(c) 特定投資家としての更新手続の弾力化

プロ成りの効力は最長1年間であるが、継続するには改めて投資家からの申出を受け、金商業者等において合理的な判断に基づく要件確認を行うことが求めら

¹³ 利用可能な取引の内容に応じて、金商業者等に適合性原則を課す等、特定投資家制度を柔構造化することも考えられるとの意見があった。

¹⁴ (i) を踏まえて新たに追加される要件の確認に当たっても他社の状況を含めて総合的に評価できるとすることが適当と考えられる。

れている。実務においては改めて当初の承諾時と同様の確認が行われているが、こうした負担を軽減するため、更新手続においては、引き続き要件を満たしている旨の投資家の自己申告も金商業者等における合理的な判断に資することを明確化することが適当と考えられる¹⁵。

なお、金商業者等がプロ成りの申出を承諾するに当たっては、上記の形式要件の確認のほか、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして特定投資家として扱うことがふさわしいかを考慮した上で判断する必要があるが、この点は上記(b)や(c)のように要件確認手続を弾力化する場合においても同様である¹⁶。

(iii) 特定投資家向けの枠組みの拡充

金商法上、特定投資家向けの枠組みとして、特定投資家私募制度が存在する¹⁷。特定投資家私募制度は、資金調達企業が一定の情報(特定証券情報等¹⁸)を提供又は公表し、金商業者等を介して特定投資家のみを相手方として有価証券の取得勧誘を行う場合に、有価証券届出書の提出を免除する制度である^{19,20}。

他方、現在は

①金商業者等による非上場株式の投資勧誘が日本証券業協会自主規制規則(以下、「日証協規則」という)において原則として禁止されている²¹こと

②プロ向け市場(TOKYO PRO Market 等)を除き、非上場株式等に係る特定証券情報が整備されていないこと²²

から、特定投資家私募制度については、プロ向け市場を除き利用できない状況とな

¹⁵ 米国のプロ投資家とされる自衛力認定投資家(accredited investor)の制度では、発行体が取引の都度、投資家の属性を確認するが、一般的な勧誘を伴わないプロ私募の場合、発行体は個人投資家の申出が明らかに疑わしい場合でない限り、認定要件等に係る個人投資家の申出内容を信じて良いものとされている(SEC 規則230.506(b)(2)(ii))。

¹⁶ 高齢の投資家の場合、認知判断能力等が1年間で変化する点について留意すべきであるとの意見があった。

¹⁷ この他、特定投資家向けの枠組みとして、下記(2)②において株主コミュニティ制度の参加勧誘対象に特定投資家を追加すること、(3)③(ii)において株式投資型クラウドファンディングにおける特定投資家の投資上限額を撤廃することを提言している。

¹⁸ 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第2条等

¹⁹ 金商法第2条等

²⁰ 開示規制上、有価証券の私募(有価証券の募集に該当せず有価証券届出書の提出が不要となるもの)の枠組みとして、他に①適格機関投資家私募(適格機関投資家のみを相手方とする取得勧誘)、②少数私募(勧誘対象者数が50名未満となる取得勧誘)がある。①②のいずれも、特定投資家私募と異なり、特定証券情報等の提供又は公表や金商業者等への委託による取得勧誘を要しない。

²¹ 適格機関投資家や、50名未満の自ら企業価値評価等が可能な法人の特定投資家を相手方とする場合等においては、例外として金商業者等による投資勧誘が認められている。

²² 特定証券情報の内容は、プロ向け市場で取引される特定上場有価証券等については特定取引所規則において定め、それ以外の有価証券については金融庁長官が指定するものとされている(証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第2条)。

っている²³。

特定投資家私募について、非上場企業においては、金商業者等を介して機関投資家や地元富裕層等から幅広く資金調達したいとのニーズがある。また、機関投資家等から新たな投資先候補を金商業者等に紹介してほしいとの要望が寄せられており、富裕層の個人においても、私募商品への関心が高まっている。

法人・個人のプロ投資家による成長資金の供給を促進するとともに、非上場株式等の多様な商品に対して投資する機会を新たに創出する観点から、プロ向け市場以外についても特定投資家私募制度を利用できるよう関連規定を整備すべきと考えられる²⁴。

具体的には、日証協規則において、非上場株式の金商業者等による特定投資家向け投資勧誘を認め、各取引において勧誘対象となる者の特性を踏まえ、投資勧誘に係る具体的なルールを整備することが適当と考えられる。

また、特定証券情報の具体的な内容を整備するに当たっては、各取引において勧誘対象となる者の特性を踏まえ、特定投資家が適切に投資判断を行えるものであるか及び発行者の開示負担へ配慮したものであるかを十分に考慮する必要があると考えられる。

さらに、発行者による適切な情報の提供が確保されるよう、金商業者等が適切に関与する仕組み(日証協規則による整備)も必要と考えられる。

なお、現在、「インターネットで募集に係る広告をすること」は、有価証券の募集に該当するとされている²⁵。これについては、適格機関投資家や特定投資家のみが閲覧可能な場合(例えば、金商業者等のインターネット上の専用サイトで勧誘や広告を行う場合)、その適切な運用が確保されることを前提に、有価証券の募集に該当しない旨を企業内容等開示ガイドラインで明確化することが考えられる。

(2) 非上場株式のセカンダリー取引の環境整備

現状、非上場株式の発行後の取引(セカンダリー取引)の機会は投資家間の相対取引や株主コミュニティ制度等に限られており、投資家の投資回収の機会は限定的となっている。セカンダリー取引における投資家の投資回収の機会を充実させることにより、発

²³ 日証協規則は株式以外の非上場有価証券に係る取得勧誘を禁止していないが、私募の投資信託商品等についても、特定投資家私募を行う場合は当該有価証券についての特定証券情報等の整備が必要。

²⁴ 資金調達企業が金商業者等を介さずにプロ投資家のみを対象に人数の制限なく有価証券の取得勧誘を行える方策を検討すべきであるとの意見があった。

²⁵ 企業内容等開示ガイドライン4-1

行時のプライマリー投資を含め、更なる投資の促進が期待される。

当ワーキング・グループでは、リスク管理能力及びリスク許容度の高い投資家がよりリスクテイクを行いやすくするため、プロ投資家による非上場株式のセカンダリー取引の環境整備について検討を行った。

①セカンダリー取引における特定投資家向け投資勧誘規則の整備

現状、(1)③(iii)において述べたとおり、金商業者等による非上場株式の投資勧誘は、日証協規則によって原則として禁止されているため、投資家は自身で取引相手を探す必要があり、取引の機会が限定的となっている。この点、金商業者等を介したセカンダリー取引を容易にする観点から、前述の特定投資家私募制度の整備と併せてセカンダリー取引についても、日証協において、特定投資家向けの投資勧誘の具体的なルールを整備することが適当と考えられる。

②株主コミュニティ制度の見直し

株主コミュニティ制度は、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、日証協において創設された非上場株式の発行・流通のための制度であり、証券会社が非上場株式の銘柄毎に株主コミュニティを組成し、これに参加する投資家に対してのみ投資勧誘を認める仕組みとなっている。

現在は、株主コミュニティへの参加を勧誘できる対象が発行者の役職員等に限られており、制度の利用が限定的となっている。株主コミュニティの参加者を増やし、株式の発行・流通を活性化するため、リスク管理能力及びリスク許容度の高い特定投資家を新たに参加勧誘対象に加えることが適当と考えられる。

(3)株式投資型クラウドファンディング

①現行制度の概要

いわゆるクラウドファンディング(以下、「CF」という)とは、新規成長企業等がインターネットを通じて多くの人から少額ずつ資金調達する仕組みであり、株式投資型 CF 制度は非上場株式の発行を通じた資金調達の制度として 2015 年に導入された。株式投資型 CF 制度では、いわゆる少額要件(発行総額1億円未満、投資家一人当たりの投資額 50 万円以下(案件毎))を満たす CF による非上場株式の投資勧誘のみを行う業者²⁶には、投資勧誘を行う金融商品取引業者に通常求められる登録要件等が一部緩

²⁶ 日証協規則では、金商業者等による非上場株式の投資勧誘は原則として禁止されているが、株式投資型 CF による投資勧誘は例外的に可能とされている。

和されている^{27,28}。

②利用状況等

株式投資型 CF では、2017 年の利用開始以降、2020 年末までに 231 件の取扱いがあり、うち 161 件が成約し、累計 51 億円超の資金調達が行われた。主に、シード、アーリーステージのスタートアップ企業に対し、支援目的や投資目的の個人投資家が投資を行っている²⁹。

株式投資型 CF の特性³⁰を踏まえ、一般投資家も広く利用する制度として投資家保護にも十分配慮しつつ、スタートアップ企業への成長資金の供給の円滑化・多様化を図るとの観点から、株式投資型 CF の機能がより一層発揮されるよう制度の見直しを行うことが考えられる。

③制度整備のあり方

(i) 発行総額の算定方法の見直し

企業が株式投資型 CF により発行可能な有価証券の総額は 1 億円未満とされており、その発行総額の算定に当たっては、潜脱防止の観点から過去 1 年間の発行額を合算することとされている³¹。この点、現在の規定では、合算の対象が株式投資型 CF での発行額だけに限定されていないため、過去 1 年以内に他の資金調達を行っている場合には、株式投資型 CF のみで上記の発行総額の上限までの資金調達を行うことはできない。

株式投資型 CF と VC 等からの調達を併用して、1 億円以上の資金調達を行いたいとのニーズも指摘される³²中、潜脱防止の観点からは、株式投資型 CF での発行額が上限内に留まっていれば問題はないと考えられることから、発行総額の算定に当たり、合算の対象を株式投資型 CF での発行額のみ限定することが適当と考え

²⁷ 金商法第 29 条の 4 の 2 等

²⁸ 他方で、Web サイトで手軽に多数の者に投資勧誘可能であること等を踏まえて、発行者の審査や発行者に係る適切な情報提供が義務付けられている（金商業等府令第 70 条の 2、第 83 条）。

²⁹ 株式投資型 CF 仲介業者 6 社へのアンケート調査に基づく。このアンケート調査によると、投資リターンを得るため等の投資目的で株式投資型 CF を利用した投資家が約 65%、発行会社を応援する目的の投資家が約 35%である。

³⁰ 株式投資型 CF については、投資家が投資リターンを得るための制度というよりは、投資先企業の応援のための制度として位置付けるべきとの意見があった。また、海外の事例において株式投資型 CF を利用した企業がどのように成長しているか、あるいは成長していないのかを調査した上で、株式投資型 CF の位置付けを慎重に検討すべきとの意見があった。

³¹ 発行総額は、①今回の株式投資型 CF で発行する有価証券の総額に②今回の株式投資型 CF 開始前 1 年以内に発行した有価証券の総額及び③今回の株式投資型 CF と申込期間の重複する有価証券の総額を合算して算定される（金商業等府令第 16 条の 3）。

³² 株式投資型 CF 市場の成長の観点から、発行可能総額（1 億円未満）の見直しも含めて、規制緩和を前向きに検討すべきとの意見もあった。

られる³³。

(ii) 投資家の投資上限額のあり方の見直し

現在、投資家の投資上限額は株式投資型 CF 1 件当たり 50 万円とされているが、これまでの投資家の投資状況を見ると、全体の 70% 弱が 10 万円台に集中している一方、上限額である 50 万円を投資している投資家も一定数存在している³⁴。また、一部の投資家には 50 万円を超える投資ニーズがあると指摘されており、株式投資型 CF 利用企業等からは投資上限額の引上げが要望されている。

こうした状況を踏まえ、自身でリスクを踏まえた適切な投資額を判断できると考えられる特定投資家については、成長資金の供給の円滑化の観点から、投資上限額を撤廃することが適当と考えられる^{35,36}。

他方、現状において多くの投資家の投資額は 10 万円台であることや一般投資家が非上場企業の目利きをするのは難しいこと、これまでの成立案件のほとんどがいまだ投資継続中であり、株式投資型 CF の投資リスクを検証するには時期尚早であること等を踏まえれば、投資家保護等³⁷の観点から、一般投資家の投資上限額の見直しについては、今後の投資状況等を見極めた上で慎重に検討することが適当と考えられる³⁸。

(4) 少人数私募の人数通算期間の見直し

開示規制において、勧誘対象者数が過去 6 ヶ月間で通算して 50 名未満となる有価証券の取得勧誘は、少人数私募として、発行者の有価証券届出書の提出義務が免除されている³⁹。

少人数私募の人数通算に関して、例えば、株式投資型 CF の後に少人数私募を実施する場合において、株式投資型 CF はインターネットを利用して多数の者に勧誘を行う手法であるため、株式投資型 CF の実施後 6 ヶ月間は、少人数私募による資金調達を行う

³³ なお、(i) (ii) の見直しについては、少額要件を満たすファンド投資型 CF (第二種少額電子募集取扱業務。現在は利用されていない) も対象となる。

³⁴ 2020 年 11 月末までの成立案件 151 件、投資家延べ 29,862 人の実績に基づく。

³⁵ 発行総額 (1 億円未満) の少額要件については、引き続き満たす必要がある。

³⁶ 米国・英国の株式投資型 CF では、いわゆるプロ投資家 (米国: accredited investor, 英国: self-certified sophisticated investor) については投資上限額が設けられていない。

³⁷ 株式投資型 CF を投資先企業の応援のための制度として位置付けた上で、そうした特性を踏まえ、少額要件の金額の引上げには慎重であるべきとの意見があった。

³⁸ 個人の一般投資家の投資上限額について、投資家に多様な選択肢を与えるとともに、成長資金の供給を促す観点から、米国や英国の規制も踏まえ、年収や資産に応じて設定する制度に見直すべきであるとの意見があった。また、投資上限額が設けられていることにより、株主数が増加し、発行体のコストになっているのではないかとの意見もあった。

³⁹ 金商法第 2 条、金融商品取引法施行令第 1 条の 6

ことができないことが指摘されている。また、技術の進展等により事業環境の変化が加速する中で、非上場企業を含めた企業の競争力の維持・強化のためには、より機動的な資金調達が必要となる。これらの観点から、米国における近年の規制の動向⁴⁰も踏まえ、株式投資型 CF の後に少人数私募を実施する場合に限らず、少人数私募の取得勧誘対象者数の通算期間を6ヶ月から3ヶ月に短縮することが適当と考えられる。

(5) 東証ベンチャーファンド市場

東京証券取引所(東証)のベンチャーファンド市場は、上場された投資法人を通じて、広く一般投資家が非上場のスタートアップ企業等へ投資を行うための市場であるが、現在、償還により上場銘柄は存在していない。スタートアップ企業等への資金供給手段を多様化するとともに、一般の個人投資家にも非上場株式への投資機会を提供する観点から、東証ベンチャーファンド市場の利用活性化が期待される。現在、上場するファンドの柔軟な運営を可能とする観点から、現行の東証規則に関し、いくつかの課題が指摘されており⁴¹、今後、日本取引所グループにおいて、各規則の趣旨等も踏まえつつ、その見直しについて検討することが適当と考えられる。

3. ベンチャー・キャピタル(VC)・プライベート・エクイティ(PE)ファンドによる投資のあり方

コロナ後の新たな経済社会への変革に当たり、スタートアップ企業への主要な投資主体であるベンチャー・キャピタル(VC)や、既存事業の再編・再構築等を促すプライベート・エクイティ(PE)ファンドが十分に機能を発揮していくことが重要である。こうしたプロの運用者が機関投資家等から必要な資金を調達し、プロとしての目利き力を発揮して投資先の成長を支援していく観点から、当ワーキング・グループでは、VC・PE ファンドによる投資のあり方について、関係者からヒアリングを行いつつ、実務面の課題を含め幅広く検討を行った。

(1) ベンチャー・キャピタル(VC)投資

近年、スタートアップ企業への資金供給量は大幅に増加し、1社当たりの資金調達額も大型化している。また、最近ではレイターステージに海外 VC や海外機関投資家が入り始める等、シードからエグジットまで多様な投資家が参加する VC エコシステムが形成さ

⁴⁰ 米国では、募集の取得者数(プロ投資家を除く。)が35人以下の場合に、SECへの登録義務が免除されており(Regulation D Rule 506(b))、従前、取得者数等は過去6か月遡って通算することとされていたが(改正前 Regulation D Rule 502(a))、2020年11月の規則改正によって取得者数が通算される期間については90日に短縮された(Regulation D Rule 506(b)(2)(i))。また、株式投資型 CF の後に上記のような少人数向けの募集を行う場合、同改正により、両者の間の期間を問わず、個別具体的な事情に基づいて登録義務免除の可否を判断されることとなった(Regulation A-R Rule 152(b)(1), 151(a)(1))。

⁴¹ 上場ファンドの柔軟な運営を可能とするため、①デットの資金調達の解禁、②特定の投資先への投資割合制限の緩和、③投資先が上場した後の継続保有可能期間の見直し等が要望されている。

れつつあり、大型 IPO も年々増加している。

他方、独立系 VC の案件発掘力、経営支援能力、資金調達力には大きなばらつきがあり、機関投資家の投資対象となり得る運営体制の整った VC は少数にとどまるとの指摘がある。また、多くの VC は、投資先のバリュエーションに際し、国際標準⁴²と異なる価値評価⁴³を行っているが、特に海外機関投資家等の資金受入れを目指す VC 等⁴⁴については、国際標準に基づく公正価値ベースの時価評価を推進することが重要であると考えられる⁴⁵。

また、VC 投資は東京に集中しており、地方の研究開発型企業への資金供給が不足しているとの指摘がある。この点、技術シーズの案件発掘力を有する VC が地域金融機関と連携し、新たな事業機会の創出や人材育成を通じて地域のエコシステムを実現する取組も進められており、地域金融機関においては、自身のビジネス機会拡大の観点も含め、こうした外部 VC の効果的な活用に取り組んでいくことが重要であると考えられる。

海外資金も流入し始め、資金量の問題は解消されつつある中、資金の質や多様性の向上が重要との指摘がある⁴⁶。特に、上場前後の市場の分断⁴⁷を乗り越え、企業の持続的な成長を実現するため、クロスオーバー投資⁴⁸の拡充や投資家層や投資期間の多様化を推進していくべきであると考えられる。また、海外資金を取り込みつつ、同時に国内のファンドインフラを構築する観点からは、優秀な人材をファンド運営側へ誘致する取組⁴⁹を進めることが重要であると考えられる。

(2) プライベート・エクイティ(PE)投資

これまでに事業承継案件を中心に企業によるファンドの活用が進み、市場は順調に成

⁴² 欧米アジア諸国の多くでは、ファンドの投資先について、IPEV ガイドライン (International Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelines) に沿った公正価値評価に基づく時価評価が行われている。

⁴³ 多くの国内 VC 等の組成・運用に用いられている「投資事業有限責任組合」については、会計規則上、時価評価が原則とされているが、例外として取得価額による評価も認め、評価方法については組合契約に委ねることとされている (中小企業等投資事業有限責任組合会計規則第7条)。

⁴⁴ この他、IPO を目指す企業の適正な価値評価の観点から、投資先がレイターステージにあるファンドにおいても、公正価値ベースの時価評価を進めることが考えられる。

⁴⁵ 公正価値ベースの時価評価を普及させる観点から、日本 VC 協会は、2017 年、国内 VC の時価評価に係る実務指針を公表し、IPEV ガイドラインや時価評価を行った国内 VC ファンドの実務プロセスを紹介している。

⁴⁶ VC 投資の拡充を進めるに当たっては、我が国特有の契約条項 (一定の場合にベンチャー企業やその経営者に VC が保有する当該企業の非上場株式の買取を求める条項等) の見直しを進めることも重要との指摘があった。

⁴⁷ 上場前後での投資家の入れ替わりに伴い、株主との関係が大きく変化するほか、特に中小型上場の場合、上場後の成長資金の調達が困難となる「市場の分断」があると指摘されている。

⁴⁸ ここでは、上場前の段階から投資していた機関投資家が投資対象企業の上場後も投資を継続することをいう。

⁴⁹ 日本には、アセットオーナーによる新興資産運用業者の育成を図る取組 (EMP: Emerging Manager Program) が少ないとの指摘がある。

長してきた。PE 投資の良好なトラック・レコードも積み上がり、海外機関投資家からもアセット・クラスとして認知され、海外資金が多く流入している。

他方、国内ファンドは中小型案件が中心であり、ファンドを大型化することが難しく、大型案件への対応力には課題があるほか、本邦発の本格的なグローバルファンドはまだ存在しない。また、高いレバレッジをかけた既存のファンドでは、海外展開・業界再編といった日本企業が求める非連続的な成長の支援が難しい⁵⁰との指摘もあり、日本企業のニーズを的確に捉え、パートナーとして投資先の成長をサポートする投資のあり方も追求していくべきであると考えられる。

⁵⁰ 高いレバレッジをかけたファンドの場合、融資契約におけるコベナントが制約になるとの指摘がある。

Ⅱ. 国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制

1. 現行制度及び検討の視点

(1) 制度の導入及び経緯

いわゆるファイアーウォール規制は、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等を確保する観点から、主に銀行・証券会社間における顧客の非公開情報等の共有禁止等からなる規制であり、これは、1993 年に銀行・証券の相互参入を解禁した際に、併せて措置されたものである。

その後、事前予防的な規制から事後処处的な規制への規制全体の見直しの流れ、諸外国における規制環境の変化、規制目的と規制内容(手段)との比較衡量等の観点を踏まえつつ、累次にわたり、見直しが行われてきた。

2008 年の規制の見直しにおいては、銀行・証券会社間における顧客の非公開情報等の共有について、それまで顧客の事前同意を得る方法(オプトイン)のみであったところ、顧客情報の適切な保護の観点にも考慮しつつ、法人顧客に対してオプアウト⁵¹が導入された。また、役職員の兼職規制の撤廃等の規制緩和が行われた一方、利益相反管理のための体制整備義務や優越的地位の濫用防止等に関する措置も併せて講じられた。

(2) 現行制度の課題及び検討の視点

2008 年におけるファイアーウォール規制の大幅な見直し以降、10 年以上経過した足下までの状況を振り返ると、この間、低金利の継続、事業法人の資金余剰、フィンテック企業等他業種による金融業への参入、コロナによる経済社会全体への大きな影響等、金融を取り巻く環境が大きく変化している。

こうした中、本規制に関し、

- ・ オプアウトについては、監督指針において手続の詳細が定められている⁵²が、顧客に対する説明事項が多い等、負担や利便性の観点からオプトインと大差がない等の理由から、銀行・証券会社双方において必ずしも積極的に活用されていない
- ・ 欧米にはない情報共有の禁止規定が過剰な規制と認識され、日本の国際金融センターとしての魅力向上にとって阻害要因の1つとなっている
- ・ 顧客に対する総合的な金融サービスの提案・提供を阻害しているほか、顧客・金融機関の双方にとって、手続・管理面の負担が大きい

といった課題が指摘されている。

⁵¹ あらかじめ顧客にその情報を共有する旨を通知したうえで、顧客が共有を望まない場合は情報提供の停止を求める機会を提供することで同意を取得したものとみなす制度。

⁵² 法人顧客に対し、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲、非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲、非公開情報の授受の方法、提供先における非公開情報の管理の方法、提供先における非公開情報の利用目的及び親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法を通知することとなっている。

加えて、コロナ後の日本経済の回復・成長力強化を見据え、資本市場における市場機能及び金融仲介機能の発揮が課題であり、その資本市場において、国内金融機関が、投資銀行機能の向上により、事業法人に対して、デット/エクイティの区分なく高度な金融サービスの提供等を行うことを通じて、事業法人が国内外において新たな成長を切り開くことをサポートしていくことが重要である。このような金融サービスの提供に当たっては、国際水準の顧客情報管理や利益相反管理が求められるほか、銀行による優越的地位の濫用の懸念が生じないよう、金融サービスの質に基づく競争が求められる。

こうした課題を踏まえ、当ワーキング・グループにおいては、ファイアーウォール規制の見直しに向けた検討に当たり重要な視点として、

- ・ コロナ後も見据えた顧客に対する、より付加価値のある金融サービスの提供、利便性向上や負担軽減
- ・ 日本の金融市場としての国際的地位の向上
- ・ 異業種の参入等の競争激化やデジタル技術の進展等、金融ビジネスのあり方が変化する中における国内金融機関の国際競争力強化
- ・ 顧客情報管理、利益相反管理、優越的地位の濫用防止について実効的に確保していく方策を併せて検討することの必要性、法人と個人との区別のみならず、融資以外にも市場から直接資金調達が可能で大企業（上場企業）とそれ以外の中堅・中小企業とを区別して検討することの重要性

に関する意見が出された。

こうした点を踏まえ、まずは、資金調達において資本市場を活用し、金融機関の優越的地位による弊害を受けにくいと考えられる上場会社等に対して金融サービスの提供を行う、いわゆる投資銀行業務や大企業向け商業銀行業務について、本規制の見直しに着手することが重要である。

2. 現行制度の見直しの議論

ファイアーウォール規制の見直しに向けた検討を行うに当たり、当ワーキング・グループでは、欧米金融機関の投資銀行業務等における顧客情報管理・利益相反管理等に係る制度及び実務や、国内金融機関における顧客情報管理・利益相反管理・優越的地位の濫用防止等に係る制度及び実務に関する実態把握を行ったほか、金融サービスの顧客に当たる幅広い規模・業種の事業法人の意見を踏まえつつ、検討を行った。

(1) 欧米金融機関の実務⁵³

我が国の金融規制においては、銀行・証券会社間における顧客の非公開情報等の共有を原則禁止する「入口規制」と禁止行為等からなる行為規制によって、顧客情報管理、利益相反管理及び優越的地位の濫用防止等に関する対応を行ってきた。こうした規制は、主にメインバンク制での銀行の構造的な優越的地位から生じ得る弊害を防止することを目的としている。

一方、欧米の金融規制を見ると、法人顧客情報において、上述のような「入口規制」はなく、内部での情報管理及び禁止行為等からなる行為規制に基づき、顧客情報管理及び利益相反管理等の弊害防止が図られている。

具体的には、欧米の金融規制では、法人顧客情報について銀行・証券会社の各エンティティ間での情報授受規制は存在しないが、

- ①法令等の制度面において、大企業向け商業銀行業務と投資銀行業務を行う場合、銀行規制と証券規制の両方が適用されるほか、顧客の重要未公開情報（Material Non-Public Information。以下、「MNPI」という。）⁵⁴の管理、利益相反管理に関して、体制整備義務や行為規制が課されている⁵⁵。
- ②加えて、管理の実務面において、当局のモニタリングや金融機関の実務の積み重ねを通じて、具体的には以下のように顧客情報管理及び利益相反管理の仕組みが確立している。

(i) 総論

顧客情報管理及び利益相反管理に共通して、エンティティベースではなく、投資銀行部門、リテール部門、資産運用部門といったビジネスライン毎に、グローバルで組織的かつ一元的なシステムによる管理体制を確立している。

(ii) 顧客情報管理

情報の共有・利用に関し、MNPI にとどまらず、幅広い顧客情報について“Need to

⁵³ 金融庁が欧米金融機関（対象：11社）に対して実施したアンケート（投資銀行部門等における顧客情報管理及び利益相反管理の実務）の結果等を基に記載している。

⁵⁴ 日本における法人関係情報に該当する情報は、外資系金融機関の実務においては MNPI として扱われる。なお、MNPI について、欧米の法令では定義されていないが、判例等を踏まえ、各金融機関の社内ルールにおいて定義されている。

⁵⁵ 欧米では、法令上、MNPI 不正利用防止及び利益相反管理の体制整備義務が課せられている。また、米国では、法令上、証券業務を営む金融機関に対し、MNPI を不正に利用した取引等の禁止や、利益相反を顧客に開示する義務が課せられており、それらに違反した場合には民事制裁金が課せられ得る。

know”原則⁵⁶を適用している。また、プライベート部門からパブリック部門への情報共有は原則禁止され、チャイニーズウォール⁵⁷を構築して管理しており、共有時にはコンプライアンス部門の事前承認が必要とされている。また、主に投資銀行部門等の役職員による有価証券の売買等は制限され、システムの登録情報を基に作成されるリスト等において管理を行い、コンプライアンス部門の事前承認が必要である。

(iii) 利益相反管理

M&A 等の案件の遂行前に、役職員の申請により、グローバルベースで一元的に管理するシステムに登録する。その後、利益相反管理オフィス(コンプライアンス部門)が利益相反のチェックを行い、承認の可否を判断する。なお、必要に応じて、経営幹部にエスカレーションを行い、判断を行う⁵⁸。

なお、優越的地位の濫用防止に関しては、欧州では競争法において専ら市場支配的な地位にあるか否かに着目した規制があるが、特に金融分野における追加的な規制は見受けられない⁵⁹。他方、日本では、市場支配的な地位のほか、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位か否かに着目し、競争法上の規制を課した上で、優越的な地位に立ち得る銀行に関し、銀行法や金商法においても規制を課している。

(2) 国内の金融機関の実務⁶⁰

金融規制において、同一金融グループ間での情報授受が制限されており、そうした規制の下、

①法令等の制度面において、業態毎の法令等により、法人関係情報の管理や利益相反管理に関しては体制整備義務や行為規制⁶¹が課されているほか、優越的地位の

⁵⁶ 顧客情報に関し、必要性のない役職員への共有・利用・アクセスを禁止するもの。情報の内容や業務の部門を問わず適用されることが通例。また、アンケートを行った 11 社中 5 社において「情報を入手した当該案件の遂行に必要不可欠な場合」と、2 社において「情報を入手した従業員自身の職務の遂行に必要な場合」と回答。

⁵⁷ 法人関係情報(欧米においては MNPI)が不正に利用されることを防止するため、パブリック部門とプライベート部門との間に構築される、組織的・物理的・システムの障壁のこと。

⁵⁸ 金融機関毎に差はあるものの、経営幹部や経営幹部が参加する会議体に対してエスカレーションを行っているケースが見られる。

⁵⁹ 米国では法令上、優越的地位の濫用に関する規制は存在しない。

⁶⁰ 金融庁が実施した三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、野村証券、大和証券に対するヒアリング結果及び第 10 回会合(2021 年 5 月 25 日開催)における各社作成の資料(顧客情報管理、利益相反管理及び優越的地位の濫用防止に係る実務)を基に記載している。

⁶¹ 金商法等府令第 123 条第 1 項第 5 号及び監督指針において、法人関係情報に関し適切な管理が求められているほか、金商法等府令第 117 条第 1 項第 16 号において、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者及びその役職員に対して法人関係情報に基づく有価証券の自己売買等が禁止されている。なお、全国銀行協会のガイドラインにおいて、銀行及びその役職員に対して、同様の行為を禁止する規定が定められている。

濫用に関しては行為規制⁶²が課されている。

- ②加えて、管理の実務面において、一部で、銀行・証券会社で相違が見られるが、当局のモニタリングや金融機関の実務の積み重ねを通じて、具体的には以下のように、顧客情報管理、利益相反管理及び優越的地位の濫用防止のための仕組みが整備されている。

(i) 顧客情報管理

法人関係情報に関し、エンティティ毎に独立したシステムを用い、国内拠点と海外拠点は別のシステムで管理しており、入手後速やかに管理システムに登録し、部室店長及びコンプライアンス部門に報告するほか、登録解除にはコンプライアンス部門の承認が必要である。エンティティ内での情報共有については、銀行と証券会社では管理の仕組みに相違があり、銀行は有価証券関連業務を行う部署が限定的であることから主に特定部署への情報共有の禁止により、証券会社は主にチャイニーズウォールの構築により管理⁶³している。

また、役職員による有価証券の売買等については制限され、コンプライアンス部門又は部室店長の事前承認が必要である。

その他、法人関係情報以外の顧客情報も含め、“Need to know”原則の考え方に基づき情報管理を行っている⁶⁴。

(ii) 利益相反管理

M&A 等の案件の遂行前に、役職員の申請により、コンプライアンス部門がグローバルベースで一元的に管理されているシステムにおいて利益相反のチェックを行い、承認の可否を判断する。なお、商品・サービスの性質等によりコンプライアンス部門と営業部門とが共同で策定したルールに則って営業部門が取引を行うケースもある。

また、必要に応じ、経営幹部が参加する会議体にエスカレーションを行う規定がある。一方、利益相反管理のプラクティスが社内で蓄積され、担当部門内での判断が可能となったこと等を理由として、直近では当該会議体の活用まで至らず、担当部門・担当役

⁶² 銀行に対し、銀行法第 13 条の 3 第 3 号や銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 第 2 号及び第 3 号において、抱き合わせ取引及び優越的地位の濫用を禁止する規定が定められている。また、証券会社に対し、金商法第 44 条の 3 第 1 項第 2 号、金商業等府令第 153 条第 1 項第 2 号及び第 10 号において、抱き合わせ取引及び親子銀行の優越的地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結・勧誘を行う行為等を禁止する規定が定められている。

⁶³ 銀行では、特定の部署（CDS 取引や金融商品仲介等を担当する部署）を情報伝達禁止部署と定め、当該部署への共有を禁止し、政策保有株式については法人関係情報を保有する銘柄の売買を禁止しているほか、当該情報伝達禁止部署とその他の部署との間には、組織的・物理的・システムの障壁を整備している。一方、証券会社では、プライベート部門からパブリック部門への共有を原則禁止とし、共有を行う際には、事前に部室店長又はコンプライアンス部門の承認を必要としている。

⁶⁴ 法人関係情報以外の顧客情報について、情報を入手した当該案件の遂行のためのほか、（依頼を受けていない）サービスを顧客に提案する場合も含まれる。

員において判断している⁶⁵。

(iii) 優越的地位の濫用防止

事前策として、社内ルールにおいて、法令上の禁止行為についてそうした行為と誤認されるおそれのある行為も含めて禁止し、マニュアルで当該ルールの遵守を確保するための手続を定めているほか、社内ルールやマニュアルの内容に関し、役職員への研修を実施している。

また、事後策として、リスク管理部門が社内モニタリングにより適切性をチェックし、そのモニタリングの適切性についてコンプライアンス部門が検証を行っている^{66,67}。

(iv) 欧米金融機関との主な相違点

(a) 顧客情報管理

- ・ 欧米において大企業向け商業銀行業務と投資銀行業務を行う場合、銀行規制と証券規制の両方が適用されるのに対し、国内において銀行が投資銀行業務を行う場合、一部の証券規制が及んでいない部分がある。
- ・ 顧客情報管理において、日本では MNPI に相当するものとして法人関係情報の枠組みがあるが、法人関係情報の範囲に関し、証券会社では金商法に規定する認可金融商品取引業協会である日本証券業協会の自主規制規則に則り各社が対応を行っているのに対し、銀行では全国銀行協会が定めるガイドラインに則り、各行が法人関係情報及びそれに準ずる情報について管理を行うプラクティスとなっており、両者の範囲が必ずしも一致していない可能性があるのではないかと指摘がある⁶⁸。
- ・ MNPI 又は法人関係情報の管理システムに関し、欧米金融機関ではビジネスライン毎にグローバルのグループベースで組織的かつ一元的なシステムにより管理しているのに対し、国内金融機関ではエンティティ毎に別々のシステムにより管理している。
- ・ MNPI 又は法人関係情報の管理に関し、欧米金融機関及び国内大手証券会

⁶⁵ 一部金融機関では、コンプライアンス担当責任者（CCO）まで報告しているケースもある。

⁶⁶ 銀行において、系列証券会社との取引の開始等に言及するような事例に関しては、低格付先に対する銀証連携の制限や、銀証連携の記録作成が義務付けられているほか、上記のような案件等についてサンプルを抽出して、メールや面談記録等から、その適切性のモニタリングを実施している。また、顧客に対してアンケートを実施しているほか、相談窓口も設置している。

⁶⁷ このような体制が整備されている一方で、不適切な行為に関する指摘もあるところ、そうした行為に対しては、事後に処分する等の対応を行っている。

⁶⁸ 全国銀行協会の「法人関係情報の管理態勢の整備に関するガイドライン」に関する Q&A において、法人関係情報は金商法等府令第 1 条第 1 項第 14 号に規定されており、その範囲は、日本証券業協会「法人関係情報管理規程」（社内規程モデル）の別表を参照することとしている。

社⁶⁹においては、マーケット部門やリテール部門をパブリック部門として区分している。この点、国内大手銀行⁷⁰においては、認められる有価証券関連業務が限定的であり、上場会社等の有価証券等の売買・勧誘を行う部署が限定的であることから、CDS 取引や金融商品仲介を担当する特定の情報伝達禁止部署をパブリック部門として区分しており、パブリック部門の範囲がより限定的となっている。

- ・ 役職員による有価証券の自己売買等や情報共有における承認権者に関し、欧米金融機関ではコンプライアンス部門の承認を必要としている⁷¹のに対し、国内金融機関では部室店長が判断を行っていることが多い。この承認権者の置き方については、市場の公正性や信頼性の確保の観点からはコンプライアンス部門の判断等を求めることが重要との意見があったほか、法人関係情報管理において、ウォールクロス（部門間での情報共有）後に誰がどのように法人関係情報を利用しているかについての追跡を可能とする体制構築の重要性を指摘する意見もあった⁷²。
- ・ 法人関係情報や MNPI に該当しない顧客情報の管理に関し、欧米金融機関では、「個別案件の遂行」に限定して運用している金融機関も数多く見られるのに対し、国内金融機関では“Need to know”原則における「必要性」の考え方について、「個別案件の遂行」だけでなく「組織における業務の遂行」に関する必要性まで含まれており、国内金融機関の方が共有できる情報の範囲を広く捉えた運用となっている。

(b) 利益相反管理

- ・ 利益相反チェックや判断を行う者に関し、欧米金融機関では基本的に利益相反チェックを要する全ての案件においてコンプライアンス部門（利益相反管理オフィス）がチェックを実施するのに対し、国内の一部の銀行では、M&A 等の案件はコンプライアンス部門がチェックを実施するが、M&A 以外の案件については、その性質等により、コンプライアンス部門がチェックを実施するのではなく、コンプライアンス部門と営業部門とが共同で策定したルールに則って営業部門が取引を行うケースがある。
- ・ 経営に重大な影響を及ぼす可能性がある案件について、欧米金融機関では、

⁶⁹ 野村證券及び大和証券を指す。

⁷⁰ 三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行を指す。

⁷¹ 欧米金融機関に対するアンケート結果等において、法人関係情報に関し、プライベート部門からパブリック部門へ伝達する際に、全社がコンプライアンス部門の事前承認が必要と回答しているほか、プライベート部門内で伝達する際にも、2 社がコンプライアンス部門への登録が必要と回答している。

⁷² この意見に対し、第 10 回会合（2021 年 5 月 25 日開催）において、銀行界出席者より、自行においては、法人関係情報に関し、伝達禁止部署（パブリック部門）への伝達は禁止されているほか、プライベート部門内において伝達する場合であっても、その時期や範囲についてシステムで管理・把握している旨の説明があった。

金融機関毎に差はあるものの経営幹部へのエスカレーションを行っているケースが見られるのに対し、国内金融機関では、経営幹部が参加する会議体に対するエスカレーションの社内ルールはあるが、社内でプラクティスが蓄積されたこと等を理由として担当部門や担当役員までで判断しており、概ね、当該会議体含め経営幹部に対するエスカレーションを行っているケースは確認されていない。

(3) 事業法人に対するヒアリング等

当ワーキング・グループにおいて委員から金融サービスの利用者である事業法人への意向把握の必要性が指摘されたことも踏まえ、事業法人に対して、金融庁によるヒアリングや日本経済団体連合会による意見聴取が行われた⁷³。

その結果、情報授受に関する規制については、ヒアリング等を行った事業法人のうち、現状で約半数の事業法人が包括同意書を提出しているが、約半数は個別案件毎に同意の判断を行っていた。その理由としては、主に、

- ①銀行・証券会社で各々専門性が異なり、銀証連携によるメリットを感じない
- ②金融機関から提案を受けるサービスは個別案件毎に自社の財務部門等で判断するものであり、必ずしも一律にワンストップでの総合的なソリューションの提供を求めている
- ③銀行に伝えたセンシティブ情報について、グループ証券会社に共有され、営業活動に勝手に利用される懸念がある

といった指摘があった。

その一方で、包括同意書による銀証連携により実際にメリットを享受できたとの回答もあった。そのような回答においては、“Need to know”原則に従った情報管理の必要性について併せて指摘があった。また、いわゆるホームベースルール等の緩和について、「良いサービスが提供されることになり得るのであれば、特に困るということはない」との指摘もあった。

なお、金融グループ内における情報共有の管理に関し、民・民間の契約(守秘義務契約)による対応に一定の理解を示す事業法人が多数あった一方、情報共有を拒否できるような法令上の仕組みの維持を求める事業法人が多数存在した(特に大企業)。この点について、「大企業以外の場合、実務負担の増大や守秘義務契約の内容に係る交渉力の観点から懸念がある」との指摘もあった。

また、大企業から、「欧米金融機関からサービスを受ける際も、必ずしもワンストップで総合的なソリューションの提供を受けているわけではなく、M&A やファイナンスといった案

⁷³ 合計 37 社に対してヒアリング等が行われた。うち 31 社が上場会社であり、資本市場を利用する企業が大半を占めている。なお、限られた社数の意見であることに留意が必要である。

件毎の内容・規模・地域等に応じて、金融機関が各々得意とするサービス分野等を踏まえてサービス毎に金融機関を選定している」との指摘もあった。

次に、利益相反については、「ローンと社債発行では、金融機関の収益構造が異なり、金融グループ内の事情等によっては、事業法人にとって最適解が必ずしも提案されない」との懸念を示す意見があった。同様に、業績の悪化時を想定した懸念としては、「独立系証券会社からは銀行の債権放棄も含めた提案があり得る一方、銀行系証券会社からはそのような提案は難しい」との指摘があった。

また、優越的地位については、大企業は、総じて金融機関とは対等な関係との認識であり、金融機関の優越的地位を利用した要請を受けたと回答した事業法人は見られなかった一方、「社債の引受等の金融取引において、グループ証券会社の利用について銀行から言及があった」との指摘や、「金融機関の行為が法令上禁止されている優越的地位の濫用に当たるか否かについては、線引きが難しいのではないか」との懸念を示す指摘があった。

3. 制度見直しのあり方

(1) 基本的な考え方

上記のとおり、欧米金融機関の投資銀行業務における情報管理に関する規律においては、情報授受規制がない中で、行為規制・市場規律・顧客の最善の利益を図るという金融機関の行為規範により、不公正取引の防止及び利益相反管理が徹底されている。我が国においても、同様の方法で管理を行うことにより、必ずしも入口において情報授受規制を設けておく必要はないのではないかとの考えもある。

この点、国内金融機関においても、情報管理・利益相反管理の体制整備は進展しているが、ファイアーウォール規制がない欧米と同様の情報管理の仕組みを導入することについては、将来的な導入はともかく、現実的に国内金融機関内や国内金融機関と事業法人との間の実務に馴染むのか、といった課題もある。

また、国内の事業法人からは、国内の銀行における構造上の優越的な立場に起因する弊害や、金融グループ内での情報共有・利用のあり方への懸念が示されているほか、情報管理について契約実務での規律へと移行することに関しては、事業法人の負担や金融機関との交渉力を巡る懸念等が指摘されている。こうした点を背景として、情報授受規制の見直しに当たっても、自社の情報が共有・利用される範囲については自社で把握・管理したいとの考えの下、一定の措置(オプトアウトの維持)を求める強い主張がある。

このような中、我が国資本市場の一層の機能発揮、国際金融センターとしての市場の

魅力向上、顧客に対するより高度な金融サービスの提供の必要性、国内金融機関の国際競争力強化、顧客の利便性向上等の観点を踏まえつつ、ファイアーウォール規制の趣旨（顧客情報の適切な保護、利益相反管理、優越的地位の濫用防止）の実効的な確保を図る観点から、主に投資銀行業務や大企業向け商業銀行業務に相当する部分において、情報授受に関する規制については大胆な見直しを行うことが適当であると考えられる⁷⁴。その際、国内外の金融機関の実務や顧客である事業法人からの指摘等を踏まえると、併せて、①顧客情報管理、②利益相反管理、③優越的地位の濫用防止の実効的な確保を図る措置をしっかりと講じる必要がある。

（2）情報授受に関する規制等のあり方

①情報共有に関する新たな規律と対象とする法人の範囲

対象とする法人（後述参照）に係る非公開情報等を共有するに当たり、当該法人の同意を不要とする。ただし、当該法人からの停止の求めには応じる必要があるものとする。そのため、現行のオプトアウトの規定（みなし同意）は廃止し、新たなオプトアウトのあり方としては、極力手続を簡素化する（例えば、オプトアウトの方針を自社のウェブサイトに掲載するだけで良いとすること等^{75,76}。）。

当該見直しに係る法人の範囲については、資本市場の一層の機能発揮の促進や国際金融センターとしての市場の魅力向上等の本規制における検討の視点のほか、情報授受規制において、法人と個人の区別だけでなく、法人においても大企業とその他の中堅・中小企業とは区別する必要があるとの指摘を踏まえることが重要である⁷⁷。

⁷⁴ 今回のファイアーウォール規制の見直しは、競争促進的な面と、金融機関のグループ化を促進する面とがあり、後者については、米国において金融機関のグループ化の進展による弊害が指摘されていることにも留意が必要との意見があった。

⁷⁵ 法人から金融機関に対して金融グループ内における情報共有の停止を求める際の方法及び対応に関し、事業法人の利便性等の観点から、電子メールの活用を許容をはじめ、事業法人の意向を適切に把握し、その意向に沿った取扱いが可能となるよう、必要な対応が図られることが重要である。この点に関し、例えば、持株会社等企業グループの頂点に位置する上場企業等がそのグループ企業全体を代表し一括して、情報共有の停止の求めを金融機関に行うことを可能とする等、事業法人側の利便性向上の観点も踏まえたものとすることが重要との意見があった。

⁷⁶ 金融機関のウェブサイトに掲載するオプトアウト方針に関し、その掲載場所や掲載内容、オプトアウトを求める企業に対して用意する意思表示の方法等については、制度趣旨を踏まえたものとすることが求められる。また、新たな制度の内容や留意点等について、対象となる事業法人の適切な理解を促す観点から、制度の周知徹底が重要であるとの意見があった。

⁷⁷ 上場企業（グループ）等に対して金融サービス（M&A、社債引受、株式引受、グローバル市場取引等）が提供される、いわゆる資本市場においては、

- ①事業法人のニーズや事業環境に応じ、定型的サービスのみならず、個別性の強いオーダーメイドの金融サービスの提供が行われることが多いこと、
- ②クロスボーダーの取引や金融サービスの提供が行われることも多く、国際的なルールとの整合性を図る必要性が高いこと

等の性質があることも踏まえることが考えられる。

こうした点から、上場企業（グループ）等⁷⁸を対象として見直しを行うことが適当である⁷⁹。

②オプトインの簡素化

新型コロナの中で加速化するデジタル化への対応を踏まえ、手続のデジタル化を促進させる観点から、中堅・中小企業や個人も含め、現行制度において電子メールを含む電磁的方法による同意取得が未整備となっている部分について対応を行うほか、電磁的方法による同意取得時に必要となる事前承諾⁸⁰を撤廃することが適当である。

③その他関連する規制

（i）ホームベースルール

2008 年に、銀行・証券会社間では事後届出により役職員の兼職が認められたが、非公開情報を用いて業務を行う部門を兼職している役職員には、いずれか一方の管理する非公開情報にしかアクセスできない等の規制が適用されることとなった（いわゆるホームベースルール）。本規制は、事前予防的措置である情報授受規制の更なる事前規制であるとも考えられることから、役職員の兼職規制の見直しの趣旨が確保されるよう、本規制の撤廃を行うことが適当である^{81,82}。

（ii）外務員の二重登録禁止規制

金商法では、金商業者等の役員又は使用人が当該金商業者等のために有価証券の売買等を行う場合、外務員としての登録が必要となっている。外務員は、その所属する金商業者等を代理して行為する権限を有するものとみなされており、登録拒否要件により同時に複数の金商業者等（例えば、証券会社と登録金融機関）に所属することはできず、1社専属制となっている。

本規制について見直しの検討を行う場合には、責任の所在が不明確になることの問題点や、どのような誤認防止措置が考えられるか等の論点について検討を行う必要がある。そのため、本規制については、その見直しの必要性を含め、今後更

⁷⁸ 上場企業（グループ）等には、金商法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等のほか、有価証券報告書を提出している会社及び IPO 予定会社や、上場会社等を含むそれらの会社のグループ会社を含むことが考えられる。

⁷⁹ 規制の見直しの対象となる事業法人等の範囲について線引きが行われた場合、その線引きに対応するためのシステム構築等の負担が生じること等が懸念されるとの指摘があった。

⁸⁰ 金商業者等が電磁的方法により同意を得ようとするときは、あらかじめ顧客等に、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ることとなっている。

⁸¹ ホームベースルールの撤廃に関しては、情報授受規制の緩和と併せて行うものであることから、十分な影響の検証やモニタリングが必要との意見があった。

⁸² ホームベースルールの撤廃に伴い、“Need to know” 原則の徹底等、適切な情報管理の確保を図る観点から、兼職者に対する必要な留意点について、監督指針等で示すことが考えられる。

に議論を行う必要がある。

(iii) 引受関係の諸規制

銀行の役職員が、引受に関するアドバイスや紹介にとどまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体クロスマーケティング規制や、1993 年に業態別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹事引受規制(証券会社とその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることに関し、一定の要件⁸³を満たす場合を除き原則禁止)及び引受証券の売却制限規制(証券会社が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等に当該有価証券を売却することが一定の場合⁸⁴を除き原則禁止)について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が歪められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。

(3) 弊害防止の実効性の確保に向けた方策

例えば、これまで優越的地位の濫用に関する行政処分は限定的であるが、情報授受規制等の緩和に伴い、事業法人からは、優越的地位の濫用に対する懸念が増大すると指摘があった⁸⁵。こうした指摘や前述の欧米の規制・実務も踏まえつつ、今後、規制の見直しに当たっては、法令における規制整備に加えて、監督指針等を見直すことにより、金融機関自身による内部管理の強化を促していくことが適当である⁸⁶。

あわせて当局においても、利益相反管理に関し、体制整備状況等形式面・体制面にとどまらず、管理の対応のあり方等実質面に対するモニタリングを強化していく等、実効性の確保に向けた取組を行っていくことが適当である⁸⁷。加えて、顧客情報管理に関する銀行・証券会社に対するモニタリングについては、当局においては各々別の部署が担当しているところ、顧客情報管理の実効性を確保する観点から、銀行・証券会社各々に対

⁸³ ①既上場会社の増資の場合については、6か月以上継続上場している株券であって、1年間の売買金額及び時価総額がそれぞれ100億円以上であること等の要件を満たしていること、②IPO(新規公開時の増資)の場合については、十分な経験や発行会社と資本関係及び人的関係において独立性を有する他の引受証券会社が株券の発行価格の決定プロセスに関与していること。

⁸⁴ ①親子法人等が顧客から当該有価証券の売買に関する注文を受け、当該親子法人等がその相手方となって売買を成立させるために当該有価証券を取得させる場合、②当該有価証券の募集・売出しに際してブックビルディングを行って当該有価証券に関する投資者の十分な需要が適正に把握され、合理的かつ公正な発行条件が決定されている場合。

⁸⁵ 事業法人に対する金融機関のいわゆる優越的地位の背景として、金融機関から取引先企業の役員等への出向等、金融機関と企業間における日本特有の慣行があり、制度の検討に当たっては、こうした点に留意することも重要との指摘があった。

⁸⁶ 規制整備等の措置の対象については、大手銀行及び大手証券会社が想定される。

⁸⁷ 情報授受規制等の緩和に伴う実効的な弊害防止の確保や欧米における同種の罰則とのバランスを踏まえ、罰則の強化を検討すべきとの意見があった。

するモニタリングの水準の統一や、金融グループ内の一体的な管理を促す観点から、当局における関係部署間の連携強化を図っていく必要がある。

このように、金融機関自身の内部管理の高度化や、当局における監督指針等の見直しに加え、モニタリングの実効性の強化を通じて、弊害防止の実効性の確保を図っていくことが重要である。

①顧客情報管理

現在、法人関係情報に関する一部の規制については、証券会社にのみ適用されている規制が存在する。このような規制については、情報授受に関する規制等を緩和し、銀行が投資銀行業務と大企業向け商業銀行業務を行う場合には、欧米金融機関における規制の適用関係と同様に、登録金融機関としての銀行に対しても証券会社と同様の規制を課すことが適当である。具体的には、金融機関及びその役職員における法人関係情報に基づく有価証券の自己売買等の禁止規定については、現在、証券会社にしか規制が課せられておらず、登録金融機関としての銀行に対しても同様の規制を課すことが適当である。

また、顧客情報管理の実効性を確保する観点から、欧米の規制・実務も踏まえながら、法人関係情報管理におけるチャイニーズウォール構築やその具体的な方法、ウォールクロスを行う際の体制整備のあり方のほか、法人関係情報以外の顧客情報も含めた“Need to know”原則に基づく情報管理の徹底の必要性等、監督指針等において具体的に示していくことが適当である⁸⁸。

②利益相反管理

2008年の利益相反取引防止のための体制整備義務の導入以降、国内金融機関の利益相反管理に係る体制整備は一定の進展が見られている。今後は利益相反管理の運用実務面での更なる実効性の確保を促すことが重要であり、例えば、当局のモニタリングにおいて、利益相反管理のあり方について金融機関と対話を積み重ねることを通じて、適切な利益相反管理の実効性を高めていくことが適当である。

具体的には、監督指針において、利益相反のリスクが高いと指摘される典型的なケース⁸⁹を具体的に例示した上で、主に以下の内容を新たに規定し、モニタリングの強化を通じて、利益相反管理の実効性の確保を促していくべきと考えられる。

- ・ 特に利益相反のリスクが高いとして例示した典型的なケースについて、その解

⁸⁸ “Need to know” 原則の “Need”（すなわち、情報共有の必要性）の考え方や情報共有の承認権者について、欧米の実務との相違点として指摘された点を踏まえ、銀行・証券会社間の情報共有だけではなく、各金融機関の内部における情報共有においても欧米の実務に合わせた対応を行う必要があるとの意見があった。

⁸⁹ 例えば、M&Aの売り手・買い手の両サイドに対してアドバイザリー業務を提供するケースや、M&Aアドバイザリー業務の提供する者の相手方や競合先に対してファイナンスを行うケースが考えられる。

消が図られるよう適切な管理を行うことの必要性

- ・ 特にグローバルに金融サービスの提供を行う金融機関においては、グローバルでの組織的・一元的なシステムによる管理等のグローバルベースでの適切な管理の重要性
- ・ 利益相反管理の実効性の確保を図る観点から、グローバルスタンダードの実務慣行も踏まえつつ、利益相反の確認やそれに伴う対応の判断時における経営幹部やコンプライアンス部門による適切な関与の重要性

また、今後、利益相反の可能性が特に高く対応が必要なケース等については、その適切な対応のあり方も含め監督指針に追加することや、更なる対応が必要な場合には行為規制での対応の必要性が考えられるほか、金融機関が顧客に対して損害を与えた場合の損害賠償規定の必要性を検討することも考えられるとの意見もあった。

③優越的地位の濫用防止

優越的地位の濫用を予防・防止する観点から、監督指針において、金融機関の優越的地位の濫用防止態勢に関する一定の考え方・着眼点を明確化するとともに、モニタリングの強化を図る観点から、当局において端緒をつかむための窓口設置や重点的なモニタリング、公正取引委員会との連携を強化していくことが適当である。

④その他

顧客情報の管理については、“Need to know”原則において情報共有の範囲に関する欧米金融機関の実務・考え方を踏まえた対応も考えられる等金融機関の内部管理の面からその徹底が図られることが重要であるが、顧客毎のニーズに応じて適切な管理を行う観点から、金融機関と顧客の間で、守秘義務契約を締結してその管理を強化する等、欧米と同様に、金融機関と顧客の間で、民・民間の契約に基づく管理を行っていくことも有益な実務であると考えられる。

(4)残された課題等

当ワーキング・グループにおいては、国内の法人に対する情報授受規制等のあり方を中心に提言を取りまとめた。今回の検討を通じ、規制の見直しが適当としたものについては、今後制度の詳細について検討がなされ、適切な制度整備と実効性の高い弊害防止措置の構築が進められていくことを期待する。

中堅・中小企業や個人顧客に関するファイアウォール規制の取扱いについては、仮に見直した場合における銀行の優越的地位の濫用等に係る懸念が指摘された一方、コロナ後の経済社会を見据え、今後ニーズが拡大しその対応が重要な課題となることが見

込まれる事業承継の円滑化の観点から取扱いを検討すべきとの指摘もある⁹⁰。この点については、ファイアーウォール規制の存在が適切な事業承継対応に影響を与え得る要因となっている具体的な事例を踏まえて検討を行う必要があるほか、検討に当たっては、こうした主体は上場企業等と比較して相対的に銀行に対して弱い立場に置かれていることを踏まえつつ、必要に応じて適切な弊害防止の方策も併せて検討する必要がある。この点については、今後当ワーキング・グループにおいて引き続き検討していく課題であると考えられる。

⁹⁰ 優秀な財務担当を社内に抱えることが難しく自社で財務戦略を立てるのが難しい中小企業ほど、銀証連携による総合的な金融ソリューションの提案の価値を享受できることから、大企業だけでなく様々なステークホルダーを含めて大局的に議論すべきとの意見もあった。

おわりに

以上が、当ワーキング・グループにおける、成長資金の供給のあり方及び国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制に関する検討の結果である。今後、関係者において、本報告書に示された考え方を踏まえ、コロナ後の新たな経済社会を見据えた市場制度の実現に向けて、適切な制度整備や更なる検討・取組が進められていくことを期待する。また、事業会社の意見を把握・分析すること等を通じて、金融機関側だけでなく事業会社側の視点から、今回の規制の見直しの目的の達成状況について検証を行い、その状況を踏まえた検討を行うことが重要である。

金融庁においては、銀証ファイアーウォール規制の残された課題のほか、直接金融と間接金融における開示のあり方の相違点⁹¹等、資本市場の一層の機能発揮に資する課題について、今後の市場環境や金融機関・金融サービスの利用者のニーズも踏まえ、引き続き検討を進めることを期待する⁹²。

以上

⁹¹ 資本市場の一層の機能発揮等に向け、資本性資金・負債性資金の垣根なく情報利用・提供のあり方を検討するとの観点からは、銀証ファイアーウォール規制の見直しのみならず、投資家の投資判断に必要な情報が十分に提供されることが重要であると考えられる。例えば、資本市場における社債とローンとの適正な投資条件の比較との観点からは、我が国においても融資のコベナントが諸外国と同様に開示されることが重要であるとの指摘があった。こうした点については、当ワーキング・グループ以外の場においても、必要な検討が進められることが期待される。

⁹² 現行制度においては、銀行や証券会社等異なる業態が同一の金融サービスを提供する際に、各々異なる業法に基づく規制が適用されているが、将来的には、金融サービス全般を包括する横断的な金融法制についても議論していく必要があるのではないかと意見があった。